

紀要

■設立50周年記念号Ⅱ

円筒上層式土器における土偶意匠の展開と実態

—認識の更新と深化に向けた素描— 瀬口 眞司 (1)

滋賀県における縄文時代早期後葉～前期前葉遺跡の集成

..... 小島 孝修 (20)

はじまりのモニュメント

—縄文晩期における墓配置の一事例— 松室 孝樹 (28)

上砥山遺跡出土木製品の年輪年代測定からみた出土遺構の数値年代

..... 前田 仁暉・星野 安治・内田 保之 (35)

大津市神領所在瀬田廃寺造営過程の検討

..... 小松 葉子 (42)

八幡山城跡出土軒平瓦についての一試論

—主に製作技法・製作痕跡から— 山口 誠司 (54)

滋賀県内出土の江戸時代の化粧道具

..... 田中 咲子 (63)

長浜市八雲書院資料調査報告＜瓦編1＞

..... 古山明日香・福井 知樹 (68)

茶の利用についての研究ノート(1)

..... 小竹 志織 (85)

文化財の保存と活用のこれまでとこれから

—調査法人滋賀県文化財保護協会の取り組みから— 堀 真人 (91)

35

文化財の保存と活用のこれまでとこれから

— 調査法人滋賀県文化財保護協会の取り組みから —

堀 真人

目次

1. はじめに
2. 協会における文化財の保存と活用のこれまで
3. 協会における文化財の保存と活用のこれから
4. おわりにかえて

— 論 文 要 旨 —

公益財団法人滋賀県文化財保護協会（以下、協会とする）は、令和2年(2020)に設立50周年を迎えた。協会の業務の中心は緊急発掘調査をはじめとした埋蔵文化財の調査・研究であり、それを専門とする調査機関として50年間を歩んできた。本稿では、調査法人としての歩みを「活用」の観点から、Ⅰ期～Ⅲ期として整理した。そして、時期ごとに実施してきた事業を振り返りながら、埋蔵文化財を中心とした保存と活用の取り組みを総括し、今後の進むべき方向を示した。

Ⅰ期は、大発掘時代ともいうべき時代で、高度成長期からバブル崩壊、失われた10年と言われた時期の2000年代前半までが相当する。発掘調査の成果を発信する事業が中心で、現地説明会、成果の展示を中心に実施された。この時期の事業が、現在の協会の活用事業の根幹を成しているといっても過言ではない。

Ⅱ期は、Ⅰ期に取り組んできたことを再構築し、目的を明確化した。活用事業を「広げる」事業と「深める」事業に意識的に分けた。「深める」事業は、すでに埋蔵文化財に興味がある人を対象とした事業であり、主にⅠ期に展開した事業が中心である。「広げる」事業は、埋蔵文化財の存在を知る人を増やす、裾野を広げる事業である。これは、従来型の「深める」事業だけでは将来、限界が訪れるとの危機感から、「深める」事業に参加する人を増やす「広げる」事業を意識的に展開した経緯がある。代表的な事業が、大型商業施設での体験学習や展示事業である。「深める」事業との違いは、埋蔵文化財センターや博物館に来てもらうのではなく、出向いていったところにある。

Ⅲ期は、平成30年(2018)の文化財保護法の改正以降である。この改正により、文化財の保存と活用が明確化された。現在は協会が設立された当時と比べ、滋賀県の埋蔵文化財の保護体制は格段に整備され、大多数の市町村において専門職員が配置されている。配置されている専門職員も、体制整備を推進してきた第1世代はすでに退職し、それを引き継いできた第2世代も次々と退職を向かえている。その諸先輩方の努力の結果として官民両方の開発に伴う発掘調査等の対応が、行政内の仕組みとして根付いてきた。保護法改正は、それまで実施してきた文化財の保護行政の一つの到達点といえる。改正では、埋蔵文化財を含む文化財全般にかかわる事業計画が、行政計画として文化庁が認定する仕組みが新たに加えられた。しかし、計画の推進が業務の中心と位置付けられ、突発的な業務となる緊急発掘等の業務遂行が困難になるリスクが生じるのではないかと想定した。また、行政の仕組みとして埋蔵文化財の保護・調査体制が確立した一方で、世代交代にともない、世代間の技術継承が困難になっている状況や世代間の意識の違いが浮き彫りになってきており、中長期的にみるとシステムの形骸化を招く可能性が危惧される。

そのような中で、協会は保存と活用において多くの実績を持ち、県内で最も多くの専門職員を抱える調査組織として、これまで築いてきた行政システムを補完していくべきであると考えた。これは、改正された文化財保護法の趣旨にも沿っており、地域に密着している調査組織としての責務である。

——— キーワード

調査法人 埋蔵文化財の保存と活用 「広げる」「深める」「つながる」「育てる」

1. はじめに

公益財団法人滋賀県文化財保護協会(1)（以下、協会とする）は昭和45年(1970)に設立され、令和2年(2020)に50周年を迎えた。全国埋蔵文化財法人連絡協議会加盟法人(2)の中でも初期に設立された法人の一つである。

協会の事業は、主に滋賀県内の国・県・公社・公団事業に伴う緊急発掘調査（以下事務局）、滋賀県立安土城考古博物館（以下博物館）の管理運営（2005年まで管理受託、以降指定管理者）、滋賀県埋蔵文化財センター（以下埋文センター）の管理運営、現在休館中の滋賀県立琵琶湖文化館(3)の管理である。埋蔵文化財の活用事業は、事務局・博物館・埋文センターで受託・自主事業として取り組んできた。

本稿は、主に事務局で展開してきた事業を中心に諸先輩方の実績を振り返りながら、近年取り組んでいる取り組みと今後の展望を示すことを目的としている。

2. 協会における文化財の保存と活用のこれまで

協会は「滋賀県下の歴史上、芸術上または学術上価値の高い文化的所産を調査・研究・保護し、かつ活用を図り、もって我が国の文化的向上に資する」ことを目的として設立され、基本財産に滋賀県と県内各市町村の出資を受けている。

また、設立趣意書の中では、「地域開発の進展と社会生活の変化は文化財を破壊滅失と散逸の危機に直面せしめ、まことに憂慮される現状といわねばなりません。このような開発進展に状況にかんがみ、従来文化財として保存されてきたものは勿論、開発を契機として新たな未知の埋蔵文化財を広く文化財として保存に努めるとともにその事態に対応するため」に財団を設立したとある。協会の役割が、当時の認識であった主たる文化財・指定文化財だけではなく、まさにその価値が未知であった埋蔵文化財の保存とその対応、緊急発掘調査であったことを物語っている。その役割は、公益財団法人に認定された現在においても変わらない。そこで、事業を「保存(保護)」と「活用」の視点から整理していく。

（1）保存事業

保存事業は、博物館等における資料の収集・保管・管理業務を除くと、事務局において実施している文化財保護資金の貸付事業を挙げることができる。

この事業は、財団設立直後の昭和46年(1971)から開始されている。その貸し付け原資となっている文化財保護基金は、滋賀県・市町村・協会の出資金および法人・社寺・個人の寄付金で構成されている。事業の目的は、指定文化財や登録文化財の保護・保存のために文化財の所有者・管理者の負担を軽減し、保護・保存の円滑化を図ることである。具体的な事業は、国・県・市町の指定・登録文化財及びそ

の周辺環境の維持にかかわる修理事業や防火・防犯設備の整備事業、記録保存事業等の事業費のうち、所有者・管理者・団体の負担分について無利子での資金の貸し付けである。現在は貸し付け額の上限が1,000万円、償還期間7年以内の条件で実施している。近年は、毎年5件前後の貸し付けを行っており、事業開始からの貸付総件数は364件、貸付総額は約13億円である（令和4年1月1日現在）。

また、平成31年(2019)からは、文化財保護資金の貸し付け事業に加え、新たに基金を設置し、文化財の活用に対する資金の貸し付け事業も始めた。こちらは、文化財保護資金がハード事業への貸し付けが主であるのに対して、ソフト事業への貸し付けを主としている。指定・登録文化財に関わるイベント等、各種活用事業の資金の貸し付けである。

これら文化財保護・活用資金の貸し付け事業は、助成・補助事業ではなく、貸し付け事業であることがポイントとなる。文化財を保存・活用していく上では、継続性が担保される必要があり、その点からも基金を上手く運用していくことで、長期にわたり、幅広い所有者・管理者・団体に対して事業の恩恵を供与することができる。つまり、貸し付けという形は、助成や補助のように一過性ではなく、事業への応募の主体が所有者等にあり、事業が所有者等の負担をゼロにはできないが、中長期的に負担を軽減することができる。それにより、持続的に文化財を保護・保存していくことができる。現在の事業実施方法においては、貸し倒れのリスクを除けば原資である基金は確保されており、文化財の保存・活用事業の共済の性格を持っている。

（2）活用事業

事務局は、緊急発掘調査の受託を中心に運営されてきた経緯もあり、活用事業も自ずと調査成果の発信が中心となってきた。そこで今までの活用事業を概観するにあたり、内容の違いから大きく2期に分けて概観していきたい。

①Ⅰ期 大発掘時代の調査成果の発信

この時期は、まさに大発掘時代といえる時期である。協会が設立35周年を迎える2000年代一桁までの時期である。世の中は高度成長期にはじまり、それ以降のバブル景気、そして崩壊、バブル景気崩壊以降の失われた10年とよばれた時期に相当する。文化庁の統計資料（文化庁2021b）では、平成4年(1992)に民間事業関係の緊急調査経費が、平成9年(1997)に公共事業関係の緊急調査経費がそれぞれピークを迎え、以降右肩下がりをはじめた前後の時期である。

滋賀県においては、昭和48年(1973)から開始される「琵琶湖総合開発」がこの時期に重なる大型国家プロジェクトであった。それに伴う現地発掘調査が平成3年(1993)に、整理調査が平成25年(2013)に終了している（滋賀県立安土城考古博物館・財団法人滋賀県文化財保護協会2009）。

また、緊急発掘調査に関わる社会状況として、ウルグア



①現地説明会 ②出土遺物記者発表 ③JR大津京駅展示場 ④レトロ・レトロの展覧会 ⑤大規模調査成果展シンポジウム
⑥報告書刊行報告会 ⑦旧連続講座 ⑧整理調査成果公開事業「あの遺跡は今！」

図1 I～II期の活用事業

イ・ラウンドの合意がある。ウルグアイ・ラウンドとは、貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行われた多国間通商交渉である。この交渉の中で農産物に対する関税の取り扱いが議論され、輸入を制限していたすべての農産物が関税化されることが合意された（東京財団 2014）。その対応として農業分野の公共事業が実施された。その期間は平成 6 年(1994)から平成 13 年(2001)である。滋賀県においては、ほ場整備事業を中心に農村振興事業が計画され、それに伴い緊急発掘調査が実施された。

景気が右肩上がりから右肩下がりに変換していった時期で、公共事業によって景気を下支えしていた。それに伴い緊急発掘調査の量も右肩上がり、現地調査終了後に整理調査が実施されることから、現地調査以後も含めれば、まさに大発掘時代であった。

昭和 50 年(1975)に県内の文化財の紹介を外部の有識者を中心に執筆・刊行された「文化財教室シリーズ」の発刊、昭和 52 年(1977)に湖西線の発掘調査を契機として国鉄湖西線西大津駅（現在の JR 大津京駅）構内展示場の設置、県内の埋蔵文化財の調査成果を掲載した「滋賀文化財だより」の発刊、昭和 62 年(1987)に埋文センターを会場とする発掘調査成果展「レトロ・レトロの展覧会」の開催、博物館を会場とした「大規模調査成果展」の開催、調査員の研究成果を掲載した「紀要」の刊行がスタートした。

このようにⅠ期の取り組みは、刊行物・展示等を通して、発掘調査の成果を広く発信することが主な目的であった。これは発掘調査が非常に多かったことが大きく関係していた。

②Ⅱ期 「広げる」事業の展開

平成 17 年(2005)以降が相当する。それまで取り組んできた活用事業を整理し、実施目的を明確にした点が重要である。その目的とは「広げる」と「深める」である。このキーワードについては、同僚の瀬口眞司氏がまとめている（瀬口 2010）ので詳細は譲るが、要約すると、「深める」事業は、すでに埋蔵文化財に興味がある人を対象とした事業であり、主にⅠ期に展開した事業が中心である。「広げる」事業は、埋蔵文化財の存在を知る人を増やす、裾野を広げる事業である。「深める」事業は従来型の事業、つまりすでに考古学・埋蔵文化財に興味がある人が主な対象であり、その興味をより「深める」ための事業といえる。

では、なぜ、「広げる」と「深める」なのか。それは「深める」事業だけでは、いつか限界がくるのではないかという懸念からである。裾野を「広げる」事業があつてはじめて、山の頂を高める＝「深める」事業が継続でき、効果を高められると考えたからである。

その意図するところをサッカーに例えるとわかりやすい。サッカーは平成 4 年(1992)に J リーグが設立され、プロ化された。平成 10 年(1998)にフランスワールドカップに初出場し、今ではワールドカップへの出場が当たり前となった。

これはプロの世界であり、A 代表の話であるが、このサッカーにおけるヒエラルキーの頂点に位置づけられる A 代表の強化は、J リーグクラブが地域に根差したスポーツクラブであるという理念の上に成り立っている。J リーグはホームタウンの創造（地域に愛される、必要とされるクラブの地元）やサッカーに限らずスポーツを通して豊かなスポーツ文化を醸成することを将来像に掲げている（公益社団法人 日本プロサッカーリーグホームページ）。そのために、競技を「する」だけではなく、「みる」「支える」とサッカーに関わる人の裾野を広げてきた。だからこそ頂点に位置付けられる A 代表が次々と目標を達成し、新たな目標に向かうことができているのである。

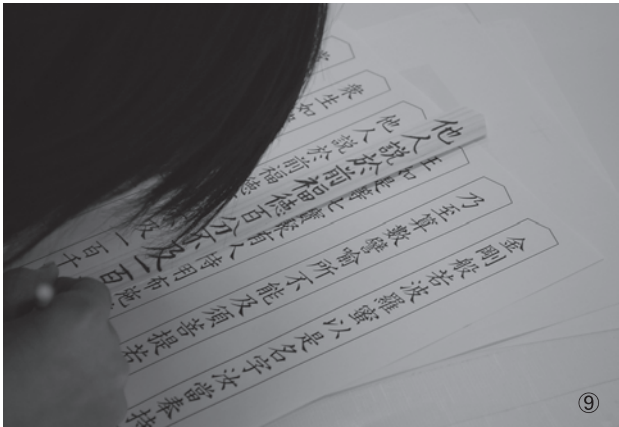
つまり、山の頂点（A 代表）を高くする（高い目標を達成する）ためには、裾野の広がり（関わる人の広がり）が不可欠なのである。裾野を「広げる」事業（サッカーにかかわる人口を増やす）、山の頂点を高める＝「深める」事業（J リーグ・A 代表の成績の向上や効果）の両輪があつてこそサッカーで目指す将来像（目的）が設定でき、達成していけるのである。

少し話が横道に逸れてしまったが、「広げる」ことで「深める」事業の高さと厚みがもたらされる。では、「広げる」事業とは何か。事業のターゲットは、文化財（考古学・埋蔵文化財）に少し興味があるが、博物館等に足を運ぶほどではない層である。主に小学生の子供を持つファミリー層である。その目的はまさに「知ってもらふ」「興味をもってもらふ」ことである。

i)Ⅰ期からⅡ期一現地調査から整理調査、研究へ

そこで、Ⅰ期で行ってきた事業のリニューアルを図った。その一つのきっかけは、平成 18 年(2006)の滋賀県立安土城考古博物館の指定管理者制度導入である。これに対応するために協会として博物館内にある整理部門（当時の整理課、現在の調査課安土分室）の公開・活用が求められることとなった。その結果、当時は平日勤務であった職員（調査補助員を含む）が、平成 17 年(2005)から博物館の開館に合わせた土日交代勤務となった。そして、整理調査の成果発信事業として「あの遺跡は今！」と銘打って整理調査成果報告会および整理スペースの公開を年 2 回（夏・冬）実施した。この事業は、発掘調査における現地説明会の整理調査版である。これは、現地調査が終了した後に遺跡・遺物を目にする機会は博物館という場合が多い中、その間（整理調査中）を公開することで埋蔵文化財全般の理解を浸透させる試みであった。それは博物館内の整理部門だけではなく、埋文センター内の整理部門（当時の普及課、現在の調査課整理担当）においても、発掘調査報告書の刊行に合わせ、調査成果報告会等を遺跡が所在する地元市町で積極的に実施した。

また、平成 19 年(2007)から、少人数で出土遺物を間近に見ながら職員の研究成果等をわかりやすく伝えるスタイル



⑨「あの遺跡は今！」内での体験学習 ⑩火起こし選手権 ⑪新連続講座 ⑫大型商業施設での体験事業
⑬大型施設での遺物展示 ⑭体験事業での展示解説 ⑮大型商業施設でのパネル展示 ⑯民間事業者との連携講座

図2 II期～の活用事業

の「連続講座」が開始された。

この時期は、Ⅰ期からⅡ期への過渡期と位置付けることができる。従来実施してきたいわゆる普及事業を見直しながら、自分たちの強みをいかに外に向けて発信していくかを模索した。その結果、発掘調査の現地成果が中心となっていた状況から、それ以降の整理調査・報告書刊行後の埋蔵文化財（遺跡・遺物）の評価・価値づけを積極的に発信していく方向性に変化していった点は見逃せない。これが、以降の取り組みの下地となっていく。Ⅰ期で中心となっていた発掘調査成果に、整理調査・報告書刊行・研究を加えていくことで、埋蔵文化財調査が現地調査だけで終わるのではなく、埋蔵文化財の調査研究の始まりに過ぎないこと、現地調査以降の工程を経て初めて文化財としての価値が付与されることを発信することの重要性を再確認した。埋蔵文化財の現地調査から報告書刊行、それを素材とした研究の実践を担うことは、調査法人として不可欠である。このことは、Ⅱ期を考えるうえで重要な転換点となった。また、文化庁が、それまでに蓄積されてきた膨大な調査成果を地域へ十分に還元できていないという問題意識から、これからの埋蔵文化財保護行政の在り方を報告（文化庁 2007）していることと軌を一にしていることは、決して偶然ではないだろう。

ii) Ⅱ期 埋蔵文化財の価値の発信へ

Ⅰ期からⅡ期の過渡期を経て、その延長線上で「滋賀文化財だより」のリニューアル、「シリーズ近江の文化財」の刊行、大型商業施設での体験学習の実施、展示等を企画・実践した。また、ホームページ（以下HP）を活用した読み物の連載を開始した。

「滋賀文化財だより」は、刊行初期は県内の埋蔵文化財の調査成果を、平成12年（2000）以降は協会が実施した発掘調査成果を中心に、情報発信する役割を果たしてきた。それを、トピックとして発掘調査の成果を取り上げて紹介するのに加え、展開している「広げる」事業の告知や実施報告を掲載する形に変え、協会の機関誌とした。名称も「おうみ文化財通信」に改めた。季刊で年4回刊行し、現在、50号を数える（令和4年1月1日現在）。

現地調査はその後の整理調査を経て、発掘調査報告書として調査所見・事実関係が整理され、成果がまとめられる。発掘調査報告書の刊行とその後にそれを素材として研究することで埋蔵文化財の価値づけが図られることはすでに述べた。しかし、この価値づけの場である発掘調査報告書や研究（協会においては『紀要』）を読み解き、理解するためには、専門的な訓練や知識が求められる。そうすると必然的にそれを一般の人向けにわかりやすくする翻訳することが必要となる。この翻訳をする試みとして「シリーズ近江の文化財」を刊行した。これは特定の遺跡やテーマを取り上げて、写真や図を多用してわかりやすく調査・研究成果を伝えることを目指した試みであった。

大型商業施設での体験事業や展示は、従来、博物館や埋文センターで実践していたことを、場を変えて実践した試みである。例えば、いまでは各地で考古学の体験学習の定番である滑石を使った「勾玉制作」を、博物館や埋文センターではなく、大型商業施設で実施した。これは、事業の対象者を待つのではなく、対象者が多くいる場所へ歩み寄った点が重要である。体験学習はきっかけであり、製作体験の成果の見本として遺跡から出土した本物の遺物を展示して間近で見てもらおう。この事業は、埋蔵文化財に触れ・知るきっかけをつくり、本物の出土品が持つ価値を伝え、感じてもらう機会を創出することが目的である。そこには、参加する子どもの保護者の立場からは、夏休み自由研究の課題を助けてもらえるというメリットがある。これは、事業実施後のアンケート等においても概ね裏付けられている。また、体験だけではなく、展示も大型商業施設で実施することで、買い物・食事を中心に施設で多くの時間を過ごす人＝若年層・ファミリー層にアクセスする機会が増大する。そして百聞は一見に如かずというように、本物の出土品を間近で見てもらい、調査員が解説する。ショーケースに入った商品の良さをお客さんに伝える店員さながら、調査員が出土品の解説をするのである。解説なしでは出土遺物の魅力・価値が伝わりづらいことは、調査員であれば現地説明会等で身に覚えがあるだろう。そしてそのような場面で「京都や奈良だけではなく滋賀にもあるのですね」という声を度々聞いた。まさにこの一言が、これらの事業の実施する意味を代弁しているといえる。

協会におけるHPの開設は、平成14年（2002）で、協会の基礎的な情報（事業報告・決算状況等）や現地説明会等の発掘調査成果に関連した情報公開を担ってきた。しかし、博物館等のような公開施設ではない一企業のHPであり、アクセス数が伸びずにいた。アクセス数を伸ばすことは「広げる」ことにほかならず、そこで見たことをきっかけに、埋蔵文化財に興味を持ってもらう意味は大きい。そこで、定期的にHPを更新すること、検索エンジン等に引っ掛かりやすくすることを目的として、読み物をHP上に週1回以上UPする連載を開始した。連載する内容は「調査員の逸品」「新近江名所圖絵」の2つのシリーズで、専門職員が年間2本の原稿を執筆することとした。前者は調査員が発掘調査や整理調査・研究を通してこれはと思う逸品（遺物・道具・資料・本・遺構等）をいろいろなエピソードを交えながら説明・解説し、後者は滋賀県内の史跡・寺社仏閣・名勝等を調査員の独自の視点を織り込みながら紹介している。前者が316回、後者が367回の掲載を数える（令和4年1月1日現在）。また、HPではイベント等の開催告知だけではなく、開催状況の報告をおこなうようにした（「文化財イベント日記」）。HPの役割は、協会の主たる事業、埋蔵文化財の調査成果やそこから派生する様々な事業（イベントの開催、講座の告知、出版物の案内等）の

情報を発信する場である。そして、物理的な距離を排して滋賀県だけではなく、日本全国、世界に「広げる」事業であるともいえる。

これらは「広げる」から「深める」へ橋渡しする事業に他ならない。つまり、積極的に博物館を訪れる機会がない層は、地域の埋蔵文化財の存在を知らないのである。この「知らない」を「知っている」に変換することが「広げる」事業であり、「知っている」から「深める」へ導くことで、広い裾野と高さを確保できると考えた。

3. 協会における文化財の保存と活用のこれから

（１）文化財保護法の改正

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正(以下改正保護法)は、今後の文化財の保存と活用に大きな流れをつくったと考えている。改正保護法では、文化財を地域総がかりで保護し、その手段として活用が不可欠であるとした。それ以前からの国の政策であるインバウンドを促進し、「観光立国」をめざす成長戦略の一翼を担わせたともみえるが、一方で「地方消滅」論(増田 2014)の文化財版への対応とも理解することができる。市町村で文化財を担当している専門職員にとって、この危機感は違和感がないものと考えられる。

そして改正保護法では、市町村において「文化財保存活用地域計画」(以下地域計画)を策定できることが明記された。地域計画は、埋蔵文化財だけではなく文化財全般を対象としており、10 年程度の期間の中で実施する事業が書き込まれる。その中には、個別史跡の保存活用計画作成・推進など、埋蔵文化財と密接に関係する事業も含まれる。滋賀県内で 7 市町が認定されており(令和 4 年 1 月 1 日現在)、今後さらに増えていく見通しである。

地域計画は、個別史跡の保存活用計画作成や開発頻度の高い地域の埋蔵文化財包蔵地を、高い精度で把握するための措置は書き込むことが可能である。しかし、それがいざ突発的に対応が迫られる緊急発掘調査の実施となると、計画的な実施とは馴染まないことから、書き込むことが当然難しい。それに加え、近年は国・地方の財政悪化や働き方改革が進み、行政の効率化が求められている。良い面としては、市町村において地域計画の推進に人・金が担保され、計画が推進されていくが、悪い面としては、実施時期・規模が不確定な緊急発掘調査の業務としての優先順位が、下がるリスクが生じることが想定される。

そこで、それを緩和する措置として、改正保護法で記載されている地域内の文化財活用支援団体(以下支援団体)を指定できることを利用してはどうであろうか。支援団体とは、市町村が域内で文化財所有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団体等を指す。地域内で埋蔵文化財の調査・研究と活用の実績を有している調査法人を支援団体に指定して、行政を補完する役割を担うことは法の

趣旨にも沿っているのではないだろうか。

このことが可能であれば、それは国・地方の財政悪化や働き方改革の中、事業の効率化が求められている市町村が直面する課題の解決に、調査法人が貢献できると考える。地域計画の推進と緊急発掘調査への対応のバランスを如何にとっていくかを、今一度考えていく必要があるだろう。

（２）これからの取り組み—Ⅲ期に求められること

改正保護法の施行以後の現在は、Ⅲ期に位置づけられる。埋蔵文化財行政の一端を担っている法人として、調査成果の発信は当たり前であり、Ⅱ期に取り組んできた「活用」の実践を継続していくことが求められていると考える。

協会では、この改正保護法の施行を見据えて平成 29 年(2017)から文化財の活用を通じた地域資源化セミナー(以下地域資源化セミナー)を開催している。その目的は、これからの文化財の保存と活用を、行政(文化財部局・観光部局・都市計画部局)・民間事業者・民間活動団体といった様々な立場で議論・意見交換する場を提供することである。その場では、結論を出すための場ではなく、むしろ、新たな取り組みや連携事業が生まれることを狙っている。

また県内市町村の地域計画の策定支援も行っている(多賀町教育委員会 2021)。そこでは、市町担当者とともにこれからの地域における文化財の保存と活用の在り方について議論し、課題・方針・措置をまとめる作業をおこなっている。しかし、あくまでも計画は計画であることから、今後はその計画の実現と修正力が求められることとなる。行政と地域が問題意識を共有しながら進めていく必要があり、「文化財の保存と活用」を主題としながら、改正保護法の趣旨もあるように「まちづくり」「地域づくり」なくしては文化財の保存も活用も立ちゆかない点をしっかりと認識しておく必要がある。

このような地域資源化セミナーや地域計画の策定支援をおこなっていく中で、「つなげる」こと、「育てる」ことの必要性を痛感している。

「つなげる」は、地域が様々な利害関係者からなっており、それらをつなげていかなければ文化財を保存し、活用することは困難である。活用は一過性の事業ではなく、持続できるシステムで運営されなければならない。その点から、事業の主体は地域に置くべきであり、行政はその裏方に徹するべきである。そのように考えると、さまざまな事業展開していくための事業費を、参加者などの受益者に負担してもらうことは、継続性の確保や魅力・質を向上させることにおいて必須といえる。負担の有無は事業の目的により使い分ける必要があるが、参加者は負担することで事業に対する質の評価が厳しくなる一方で、実施者は金銭という目に見える価値により事業への期待と成果が測れ、モチベーションを高めることができる。このように参加者と実施者の間に良い緊張感が生まれることは、事業の質の向



①⑦地域資源化セミナー ①⑧インターンシップ事業 ①⑨歴史文化遺産ガイド育成講座 ②⑩埋蔵文化財地域展(多賀町立博物館)

図3 Ⅲ期の活用事業

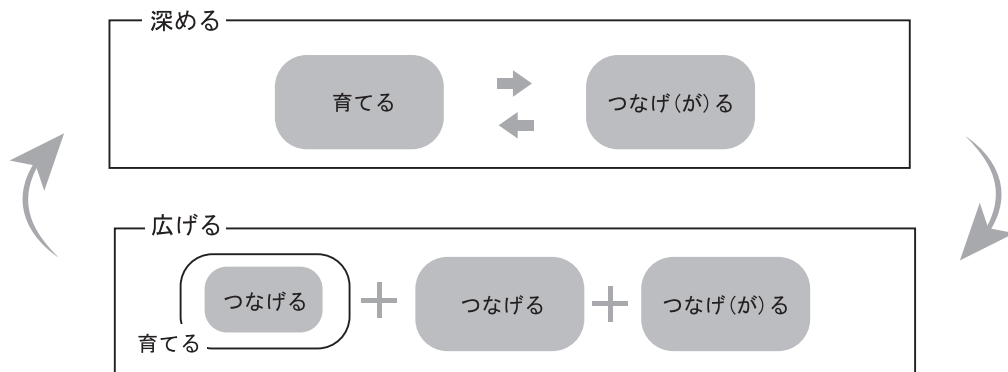
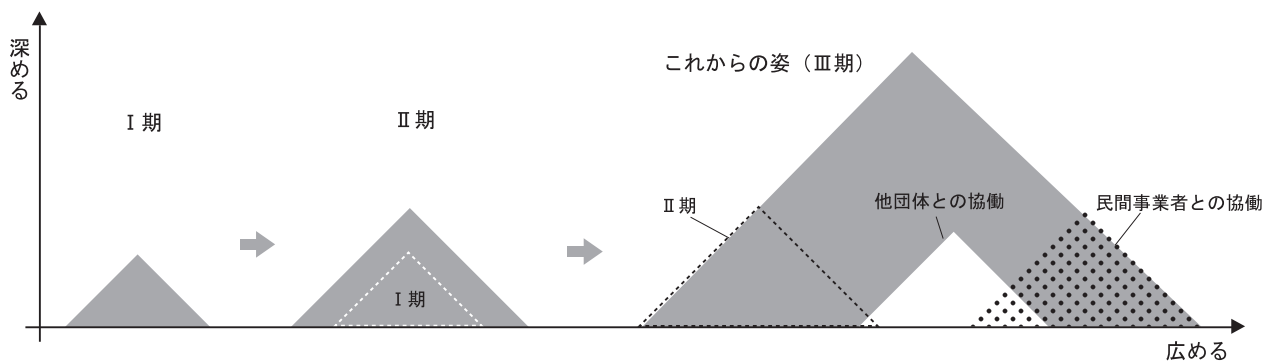


図4 これからの活用のイメージ

上と継続に大きく貢献すると考える。そのようにすることで、事業が循環する仕組みを創り出していける。

その一例として、民間事業者との連携事業を例にとるとわかりやすい。旅行社やカルチャーセンター（事業者）と連携することは、コンテンツが必要な事業者と広く発信したい提供者（我々）が互いに Win-Win の関係を構築できる。さらに、そこに他の事業者が関心を持てば、発信を強化することができる。このように文化財をコンテンツとして必要とするところをつなげ、事業者にとって事業として成立させる、これが持続させていく上で重要となる。だからこそ、調査法人は地域の民間事業者・団体・行政をつなげるハブとならなければならない。さらに、事業の継続をより確実にしていくために、「育てる」ことが必須である。「育てる」対象は、「広げる」「深める」事業を協働するパートナーであり、将来を担う若者である。

一つの取り組みとして、協会は滋賀県内の文化財（埋蔵文化財だけではない）をガイドできる人材の育成に組みはじめている。歴史文化遺産ガイド育成講座である。講座自体は、公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会と連携して開催している。講座の修了者と旅行社を「つなげる」役割を協会が担い、旅行社と講座修了者が主体となって文化財をめぐる講座やツアーを事業化する取り組みである。講座やツアーの参加費の中にはガイド料が含まれ、それが講座修了者の手に渡っている。金額の多寡はあるが、プロの文化財ガイドである。

地域計画の推進等、将来、文化財の専門職として地域の文化財の保存と活用を担う人材の育成も不可欠である。近年、文化庁から報告が出されているように（文化庁 2021a）、専門職の育成が急務である。だからこそ大学と「つなが（げ）る」ことで、「育てる」ことに貢献できると考える。現在は、活用事業においてインターンシップ事業を大学と連携して実施しているが、今後は大学教員を含めて人の相互乗り入れを行い、「広げる」「深める」事業の展開へつなげていく必要がある。

このように、大学を含めた地域のさまざまな民間事業者・団体と「つなが（げ）る」・「育てる」ことで協働し、その結果「広げる」の幅を得ることができる。それにより一層「深める」ことが可能となっていく（図 4）。

また、地域計画の中では、文化財の価値の発信はほぼ必須事項となっており、埋蔵文化財の「広げる」「深める」事業のニーズが高まっていくものと思われる。それは、調査法人が活躍する場が増えていくことを意味している。「活用」事業とはソフト事業であり、これまでの経験と実績こそが必要とされ、一朝一夕では対応できないからだ。

4. おわりにかえて

本論でとりあげてきた I 期からの様々な事業は、その都度、都度に行えることを実践してきた結果の積み上げとい

える。だからこそ、その実績の上に以降の取り組みが積み重なり、幅を広げることができてきたといえる。現在の協会はその上にある。

調査法人のこれから取り組みは、埋蔵文化財の調査の精度・質の向上は当たり前で、II 期に取り組んできた「活用」の実践を継続していくことは必須である。埋蔵文化財保護行政において「保存」とは、史跡等に指定することで遺跡を保護することは勿論、社会生活との両立を図るために制度を整え、実施してきた記録保存の措置もそれに含まれると考える。そうであるならば、調査法人における「活用」とは、今までも、そしてこれからも、記録保存への理解と必要性を発信することがベースとなることは動かない。

地域計画に書き込まれる様々な措置、書き込みづらい「緊急発掘調査」への対応、そこには調査法人としてこれまで積み上げてきた埋蔵文化財の調査・研究の実績と「広げる」「深める」事業のニーズが必ず高まっていくものと思われる。調査法人がこれまで担ってきた緊急発掘調査は、広い意味の「保存」措置であり、それを「活用」することは、地域における埋文の存在意義を広く世に知らしめ、理解を得ることに他ならない。

そのうえで、協会が滋賀県という地域で貢献できること＝存在意義を見出すとするならば、行政・民間事業者・地域の様々な団体・個人とつながることで文化財（埋蔵文化財）を中心として地域を元気（活性化）にすることであると確信している。県内で最も多くの専門職員を抱え、保存と活用において実績がある調査法人は、今、その能力が改めて問われている。

【謝辞】

本稿をまとめるきっかけとなったのは、同志社大学文学部の水ノ江和同教授からいただいた「はたして考古学・埋蔵文化財は活用が不十分だったのか？」（『季刊考古学』第 158 号 雄山閣 2022）への執筆依頼であった。そこでは、協会における今までの取り組みから今後の展望についてまとめた。そのときの原稿に対していただいた「調査法人ができること」、「調査法人でなくてはできないこと」は何かという問いが、調査法人にとって保存と活用は何かを再考する機会となった。本論は、前述の原稿を基礎としている。この場を借りて御礼を申し上げたい。

また、いつも活用事業について議論の相手をしていただいている同僚の瀬口眞司氏には、改めて感謝の意を記したい。その議論した内容の多くが、本論の骨子となっている。

なお、本論における各事業の事実誤認等があるとすれば、偏に筆者の認識不足に起因しており、すべての責任は筆者にある。特に I 期の事業では、筆者が直接見聞したものが多いことから、記載事項が少ない傾向にあることが否めない。記載内容の限界を認めざるを得ないことを申し添えておく。

註

- (1) 昭和 45 年(1970)の設立時には財団法人滋賀県保護協会であったが、平成 20 年(2008)に施行された公益法人改革に伴い、滋賀県に公益認定を受け平成 24 年(2012)に公益財団法人へ移行した。よって、平成 24 年(2012)より公益財団法人滋賀県文化財保護協会に改称された。
- (2) 全国埋蔵文化財法人連絡協議会（以下全埋協）とは、埋蔵文化財等の調査研究及び普及等にかかる事業を積極的に推進するために昭和 56 年(1981)に設立された。全国の埋蔵文化財の調査法人で組織されている。加盟法人は北海道・東北ブロック 8 法人、関東ブロック 11 法人、中部・北陸ブロック 6 法人、近畿ブロック 12 法人、中国・四国・九州ブロック 11 法人の計 48 法人である（令和 4 年 1 月 1 日現在）。
- 全埋協では、加盟法人がそれぞれ関係行政機関と提携のうえ連絡を密にし、埋蔵文化財等の調査事業の円滑化を促進するとともに、文化財保護の充実に寄与することを目的としている。具体的な活動としては、各種研修の実施や情報交換、国及び関係機関への要望・提案をおこなっている。
- (3) 滋賀県立琵琶湖文化館は、前身となる滋賀県立産業文化館が昭和 23 年(1948)に開館し、昭和 36 年(1961)に改称して滋賀県立琵琶湖文化館となったものである。その後、昭和 45 年(1970)に財団法人滋賀県文化体育振興事業団に管理委託、昭和 56 年に重要文化財の公開施設になった。以降、平成 10 年(1998)に財団法人滋賀県文化財保護協会に管理委託が変更され、平成 18 年から指定管理者として財団法人滋賀県文化財保護協会が指定された。平成 20 年(2008)に休館となり、現在に至っている。

文献一覧

- 具志堅有希(2011)「平成 22 年滋賀県埋蔵文化財センター考古学体験学習を終えて」『紀要』第 24 号 財団法人滋賀県文化財保護協会
- 滋賀県立安土城考古博物館・財団法人滋賀県文化財保護協会(2009)『水中考古学の世界ーびわ湖底の遺跡を掘るー』
- 瀬口眞司(2010)「「広げる」ための文化財活用事業の必要性和課題ーいま必要な努力は何か?ー」『紀要』第 23 号 財団法人滋賀県文化財保護協会
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(1985)『15 年のねんりん』
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(1990)『20 年のねんりん』
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(1995)『25 年のねんりん』
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(2000)『30 年のねんりん』
- 財団法人滋賀県文化財保護協会(2005)『35 年のねんりん』
- 多賀町教育委員会(2021)『多賀町文化財保存活用地域計画』
- 東京財団(2014)『ウルグアイラウンドと農業政策ー過去の経験から学ぶー』
- (<https://www.tkfd.or.jp/files/files/doc/2013-05.pdf>)
- 公益社団法人 日本プロサッカーリーグホームページ
- <https://about.j-league.jp/corporate/> (2021.12.30 閲覧)
- 文化庁(2007)『埋蔵文化財の保存と活用ー地域づくり ひとつく

りをめざす埋蔵文化財保護行政』

文化庁(2021a)『埋蔵文化財専門職員の育成について』

文化庁(2021b)『埋蔵文化財関係統計資料』令和 2 年度

堀真人(2022)「はたして考古学・埋蔵文化財は活用が不十分だったのか? 法人組織: 滋賀県」『季刊考古学』第 158 号 雄山閣

増田寛也(2014)『地方消滅ー東京一極集中が招く人口急減』中

央公論新社

挿図典拠

図 1～3 写真: 公益財団法人滋賀県文化財保護協会提供

図 4 堀作成

(ほり まさと: 総務課 副主幹)

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.35 2022.3

私たちは文化財をとおして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages